

平成27年3月18日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己様

要 求 書

原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する要求



(第2回桑折町放射能対策推進町民会議)

桑折町放射能対策推進町民会議会長

福島県桑折町長 高橋宣博

原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する要求

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から4年が経過した。

我々桑折町民は、事故直後から放射能による健康への不安や風評被害に苦しみながらも、懸命に復旧・復興のために努力を続けている。しかし、事態が長期化するなか、健康不安は未だ多くの町民が抱えたまま解消されず、また、風評被害も事故以前には程遠い状況である。一方、汚染水流出問題は未だ解決されず、加えて情報の隠蔽とも取れる情報公開の遅延は、我々の不信感を更に増大させるに至った。

我々桑折町民の思いは、一日も早く緑豊かな半田山の山懐に抱かれた故郷に放射線に怯えることなく安心して暮らし、子育てのできる生活環境を取り戻すことであり、今後も引き続き東京電力株式会社に対して、原子力発電所事故により被ったすべての損害の完全賠償と更なる事故対策を求めていく決意である。

よって、ここに町民1万3千人の総意として下記事項について、強く要求するとともに、平成27年4月7日までに明確かつ具体的な回答を求める。

記

- 1 福島県内にある原子力発電所は、全て廃炉にすること。
- 2 自主的避難等に係る平成24年9月以降の損害について、子供・妊婦はもとより、その他の者についても賠償の対象とするとともに、避難者に限定することなく滞在者に対しても確実に賠償を行うこと。
- 3 平成27年3月以降の商工業等に係る営業損害について、逸失利益の1年間分相当額を一括して賠償するとした素案を撤回するとともに、被害者に対して、損害の実態に見合った賠償を行うこと。
- 4 桑折町及び町民が被ったすべての損害に対し、原子力災害の原因者としてその責任において、それぞれの被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に誠意を持って行うこと。
- 5 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底して、将来にわたり消滅時効の援用は行わないこと。
- 6 汚染水流出問題で事実をすぐに公表せず、隠蔽とも取れる事態を重く受け止め、今後は速やかに公表するとともに、十分な対策を講じること。